

## 申請書の概要

本年4月3日、カリ電解工業会から提出された韓国・中国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

## 1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

本邦への輸出価格と正常価格を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低いことから、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。

算出されたダンピングマージン率(注1)は、韓国産が56.88%、中国産が81.15%である。

(注1)ダンピングマージン率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

## 2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

## (1) 韓国・中国産水酸化カリウムの輸入量・占拠率

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
韓国からの輸入量(トン)	11,639	17,858	17,017	20,593	24,467
中国からの輸入量(トン)	2,713	270	278	100	1,100
国内需要量(千トン)	177	169	172	179	168
国内需要量に占める韓国産品の市場占拠率(%)	6.6%	10.6%	9.9%	11.5%	14.5%
国内需要量に占める中国産品の市場占拠率(%)	1.5%	0.2%	0.2%	0.1%	0.7%

## (2) 本邦産業の状況を示す指標

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	対平成22年比
販売量(トン)	159,773	147,109	151,521	156,690	142,217	▲11%
市場占有率(%)	90.1	87.0	88.3	87.5	84.4	▲6%
売上高	【100】	【80】	【89】	【83】	【73】	▲27%
営業利益	【100】	【61】	【46】	【24】	【35】	▲65%

(注2) 売上高及び営業利益については、申請者に加盟する主な企業(生産高シェア50%超)のもの。【】の指数は平成22年を100とした数値。

(3) 不当廉売された貨物の輸入により、産業の状況を示す指標の多くが悪化しており、本邦産業に実質的な損害の事実がある。

3. 以上のことから、韓国・中国産水酸化カリウムに対して不当廉売関税の課税を求める。

(注3) 上記の数値及び指標は申請書より抜粋したもの。